

令和元年5月15日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03316

研究課題名(和文) 国際義務の「迂回」への法的対応についての理論的研究：国家の規範的整合性に注目して

研究課題名(英文) Theoretical Analysis on "Circumvention" of International Obligations

研究代表者

小林 友彦 (Kobayashi, Tomohiko)

小樽医科大学・商学部・准教授

研究者番号：20378508

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：国家は、国内法令を操作することによって国際義務を「迂回」しようとする主体である一方で、私人による国内法令・行政措置の「迂回」を抑止しようとする主体でもある。そこで、国際レベルと国内レベルにおける国家の法的整合性という観点から、「迂回」の規律についての立体的なバランスの取り方を示そうとした。特に、「迂回」概念の分析枠組みと法的対応策について、国際法と国内法の動態的相互関係から再構成しようとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際法上の義務に国家が「違反」すれば、それを是正するよう求めることは当然である。もちろん、「是正」のさせ方は多様であり、裁判や経済制裁等の強制力のある方法を取ることに限らず、遵守確保のための能力向上を支援するという方策もありうる。

しかし、直ちには義務の「違反」とはならないような形で、しかしその義務の目的や効果を無にするような行為としての「迂回」がなされた場合、それに対してどのように、どこまで対応すべきかは自明ではない。本研究は、このような微妙な問題について、分析の足がかりを提供する意義がある。

研究成果の概要(英文)：The risk of circumvention is becoming an increasing concern, because the more the law develop, the more people tend to avoid it. States tend to avoid international obligations by manipulating domestic laws. On the other hand, states are eager to capture circumvention activities by private parties that may undermine effective functioning of the domestic laws. This study focused on the integrity of state actions that have dual faces as is shown above.

研究分野：国際法・国際経済法

キーワード：迂回 権利濫用 WTO アンチダンピング 農業協定 輸出補助金 信義則 FTA

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

規範の「迂回」とは、通常とは異なる方法をとることでもって当該規範の適用を免れ、もって当該規範の目的と機能を損なう行為を指す。この点で、当該規範の「違反」とは異なる。また、一見すると「違反」にならないように偽装するものの実質において規範に反する行為(「隠れた違反」とも異なる。このような行為を無制約に許せば、規範の実効性が損なわれることになる。他方で、人為的な操作を加えたり通常とは異なる方法をとったりするという点を除けば少なくとも形式的には適法な行為である以上、それに対応するにあたっては過剰規制を避ける必要もある。このような意味における「迂回」をどのように規律するかは、国際法と国内法に共通する課題である。

国際法一般については、履行確保手続や紛争処理手続に強制管轄権がない分野が多い等の事情から、まだ顕在化していない。しかしながら、国際法一般にいずれ直面することになるものと予想されるため、理論的な枠組みの構築に取り組む必要がある。この点、従来から実体規定の対象範囲の確定や、規律内容に関する解釈の幅(「評価の余地」等)や、信義則や権利濫用といった一般原則の適用の問題として散発的に分析がなされてきたものの、「迂回」を直接に対象とした包括的な研究は見られない。

他方で、通商法分野においては、すでに現実の問題を惹起している。たとえば、WTO 協定では一部の協定において「迂回」(公定訳では「回避」)に関する規定が設けられており、分析も行われている。とはいえ、主要な先行研究 Hagen Rooke, *L'autoprotection et le droit de l'OMC* (2011)も、国家による「迂回」を禁止する明示規定の分析にとどまっており、同じ WTO 協定の下で私人による「迂回」に対抗する「迂回防止」措置との関係等について触れられていない等、これまでの研究は発展途上である。

2. 研究の目的

国家は、国内法令を操作することによって国際義務を「迂回」しようとする主体である一方で、私人による国内法令・行政措置の「迂回」を抑止しようとする主体でもある。そこで、国際レベルと国内レベルにおける国家の法的整合性という観点から、「迂回」の規律についての立体的なバランスの取り方を示そうとした。具体的には、国家が WTO 協定を実施するにあたって、「迂回防止」措置を取る行為と、国際義務を「迂回」する行為との間の規範的緊張関係を比較対照する。この作業によって、「迂回」概念の分析枠組みと法的対応策について、国際法と国内法の動態的相互関係から再構成しようとした。

3. 研究の方法

文研研究および理論研究を行った。

4. 研究成果

国際・国内学会での研究発表とその際の質疑応答によって国内外に問題提起を行い、後掲する論文によって学術的成果を公表した。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 4 件)

1. Tomohiko Kobayashi, "If You Build It, They Will Come: On the Institutional Arrangements of the ARMO," *Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy*, Vol. 13, No. 1 (2018), pp. 113-118. 査読あり
2. Tomohiko Kobayashi, "Memento Mori: Membership Issues Surrounding Entry into, Modification of, and Withdrawal from the TPP," in Julien Chaisse, Henry Gao, and Chang fa Lo (eds.), *Paradigm Shift in International Economic Law Rule-Making: TPP as a New Model for Trade Agreements?*, Springer, 2017, pp. 457-473. 査読なし
3. Tomohiko Kobayashi, "Revisiting the Legal Nature of "Un-Signing" an Unratified Treaty: Broader Implications of U.S.' Withdrawal from the TPP," *Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy*, Vol. 12, No. 2 (2017), pp. 381-403. 査読あり
4. Tomohiko Kobayashi, "Changes in Cycles and Risks of Circumvention?," in Mituso Matsushita and Thomas J. Schoenbaum (eds.), *Emerging Issues in Sustainable Development: International Trade Law and Policy Relating to Natural Resources, Energy, and the Environment*, Springer, 2016, pp. 289-293. 査読なし

[学会発表](計 6 件)

5. Tomohiko Kobayashi, "A House Divided Against Itself Cannot Stand," Tokyo Workshop on Paradise Lost or Found?: The Post-WTO International "Legal" Order (Utopian and Dystopian Possibilities), 東京大学, 2019年1月10日.

6. Tomohiko Kobayashi, Restricting environmentally harmful subsidies to ensure sustainable resource development in the Arctic region: Lessons from the subsidy rules negotiation at the WTO, 第4回神戸大学極域協力研究センター(PCRC)国際シンポジウム: 北極資源開発の持続可能性と国際法, 神戸大学, 2018年12月18日.
7. 小林友彦, 「TPPをめぐる東アジアの政経関係」, OneAsia 国際講座, 台湾・国立台中科学技術大学日本研究中心, 2018年10月9日.
8. Tomohiko Kobayashi, “You Can Check Out But You Can Never Leave: Use of the Rules of Origin to Combat Circumvention of the Anti-dumping Duties and its WTO Compatibility,” 2018 AWRN-CIBEL Joint Conference: “WTO, International Economic Law and Emerging Challenges - Asia Pacific Perspective,” China International Business & Economic Law Initiative, University of New South Wales, 2018年8月17日.
9. Tomohiko Kobayashi, “Relationship between CPTPP and TPP: Institutional Issues Involving the Intertwined FTA Networks,” アジア国際法学会日本協会 2018年度研究大会, 早稲田大学, 2018年7月1日.
10. 小林友彦, “Is He Doing Bad Business?: Legal Impacts of US ’s Withdrawal on the US, Japan and Other Original Signatories to the TPP,” 当代日本研究学会・第八屆日本研究年會「全球政経新局勢下的日本研究」國際研討會, 淡江大学, 2017年11月10日.

〔図書〕(計 0 件)

編集書の分担執筆分は、雑誌論文欄に記載した。

〔産業財産権〕 なし

出願状況(計 0 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 出願年：
 国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 取得年：
 国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<https://researchmap.jp/read0142012/?lang=japanese>

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者 なし
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。